



令和3年(2021年)11月15日

彦根市農業集落排水処理施設使用料の基本料金の算定誤りについて

彦根市農業集落排水処理施設使用料の基本料金の算定につきまして、下記のとおり誤りがあることが判明いたしました。

市民の皆様に、多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1 概要

農業集落排水処理施設使用料（以下「使用料」という。）の基本料金の算定方法について市民の方からお問い合わせがあり、確認した結果平成22年度から基本料金の算定に誤りがあることが判明いたしました。

また、併せて使用料データを全件確認したところ、合計10件の算定誤りがあることが判明いたしました。

2 算定誤りの内容

10件 合計2,378,606円（最高額：267,801円、最低額：194,701円）

3 原因

使用料の額の算定にあたっては、基本料金と人員割（住民基本台帳に記載された者）の合計額に消費税を加算した額としております。

このうち、基本料金は原則として住民基本台帳法の1世帯を1使用者として算定しますが、同一地番または同一家屋内の複数世帯についても1使用者として算定すべきところ、平成21年度から平成22年度に担当をしていた職員の算定誤りにより2世帯分(2使用者)の基本料金を請求しておりました。また、基本料金のチェック体制も十分ではなく、誤って算定した基本料金のまま現在に至ったものであります。

基本料金の算定誤りは、この2か年間のみで発生しております。



4 対象者への対応

対象世帯を電話および個別訪問し、謝罪するとともに、速やかに還付の手続きを進めております。

5 再発防止について

使用料のうち、人員割につきましては、世帯の異動情報を複数人で確認し、令和元年度からはシステムを用いて全件チェックを行っておりますが、基本料金の算定内容のチェックが不十分な状況でありました。

今後は基本料金の算定状況の確認も加えて全件チェックを行い、同様の事案が発生しないように取り組んでまいります。

問い合わせ先

産業部農林水産課

担当：福井、木田、土田

電話：0749-30-6118

FAX：0749-24-9676

E-mail：nourin@ma.city.hikone.shiga.jp